

国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程

平成27年5月20日制定 全部改正

平成27年規程第33号

国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程（平成19年規程第73号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における研究活動に係る不正行為防止等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

（1） 「研究不正」とは、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめの過程においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、根拠が示され、故意でないと明らかにされたものについてはこの限りでない。

ア 研究活動上のデータ、研究結果等のねつ造、改ざん又は盗用

イ アに掲げる行為に係る証拠隠滅又は立証妨害（実験の追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠滅、廃棄及び未整備を含む。）

ウ 同じ研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿する等の重複発表、論文著作者が適正に公表されないオーサーシップ等の不適切な取扱い

エ その他アからウに類する行為

（2） 前号の用語については、次に掲げるとおりとする。

ア 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 「改ざん」とは、研究資料、機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（3） 「研究者等」とは、法人の職員、学生その他法人において研究活動に従事している全ての者をいう。

（4） 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局をいう。

（5） 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。

（最高管理責任者）

第3条 法人に、研究活動における最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び研究不正の防止等に努めるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 法人に、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、統括管理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第5条 各部局における研究倫理の向上、研究不正の防止、研究倫理教育等に関し権限と責任を有する者として研究倫理教育責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、部局において公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、所掌する部局の研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(研究不正防止コンプライアンス室の設置)

第6条 法人に、研究不正防止計画の推進のため、研究不正防止コンプライアンス室（以下「コンプライアンス室」という。）を置く。

2 コンプライアンス室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(公正委員会の設置)

第7条 法人に、研究不正に係る通報及び事案が発生した場合に対応するため、国立大学法人大分大学研究公正委員会（以下「公正委員会」という。）を置く。

2 公正委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(調査委員会の設置)

第8条 公正委員会は、研究不正の事実の有無及びその程度について調査が必要と認められる場合は、国立大学法人大分大学研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究者等の責務)

第9条 研究者等は、次の各号に掲げる事項を研究活動の行動基準として遵守し、研究活動を行わなければならない。

- (1) 研究不正を行わないこと。
- (2) 研究不正に荷担しないこと。
- (3) 他者に対して研究不正をさせないこと。

2 前項に定めるもののほか、行動基準に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 研究者等は、法人等が実施する研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

- 4 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、論文等成果物の発表後、別に定める期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(通報・相談窓口)

第10条 研究不正に関する学内外からの相談、通報及び情報提供に対し、迅速かつ適切に対応するための窓口は、国立大学法人大分大学公益通報取扱規程（平成19年規程第72号。以下「公益通報規程」という。）第5条第1項に規定する通報・相談窓口とする。

(通報に関する報告)

第11条 公益通報規程第6条第4項の規定による移送を受けた担当部署は、直ちにその旨を統括管理責任者に報告しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、前項の規定による報告を受けた場合は、直ちにその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

(予備調査及び本調査)

第12条 統括管理責任者は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、公正委員会に予備調査を指示しなければならない。

- 2 公正委員会は、前項の規定による予備調査の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、調査委員会において本調査を実施しなければならない。
- 3 予備調査及び本調査については、学長が別に定める。

(研究不正防止計画の策定及び実施)

第13条 最高管理責任者は、研究不正を発生させる要因を把握するとともに、研究不正防止計画を策定し、及び研究者等の自主的な取組を喚起することにより、研究不正の発生を防止するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定による研究不正防止計画の策定に当たっては、研究不正を発生させる要因を法人全体に起因するものと部局固有のものに分類した上、具体的に研究不正防止計画を策定しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、部局における不正防止計画を研究倫理教育責任者に実施させなければならない。この場合において、研究倫理教育責任者は、部局全体で不正が生じないように、コンプライアンス室と協力の上、主体的に研究不正防止計画を実施しなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、年度における研究不正防止計画の実施が完了したとき、及び必要に応じ、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 前項の規定による報告を受けた統括管理責任者は、当該報告内容が適当と認める場合は、最高管理責任者に報告しなければならない。ただし、報告内容が適当と認められない場合は、研究倫理教育責任者に対して改善を指示しなければならない。
- 6 前項ただし書の規定により統括管理責任者から改善の指示を受けた研究倫理教育責任者は、

当該指示に基づき研究不正防止計画を実施の上、統括管理責任者に報告しなければならない。

7 最高管理責任者は、研究不正防止計画について、定期的に見直しを行うものとする。

(事務)

第14条 研究不正の防止等に関する事務は、研究・社会連携部研究・社会連携課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究不正の防止等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月20日から施行する。

附 則 (平成29年規程第49号)

この規程は、平成29年5月8日から施行する。